

(仮称)

高階地区公共施設

建設が始まりました

事業目的

人口が五万人を超える高階地区。生涯学習に取り組み住民の皆さんが多くなるにつれて、現在の高階公民館などの施設規模では十分な対応ができなくなってきました。

そこで、住民の皆さんの多様な意見・要望に応えるとともに利便性の向上を図るた

め、四つの機能を持つ施設を新たに建設することになりました。

施設の内容は、高階支会の要望や同地区で組織された検討委員会などの提言を尊重したものとなっています。

事業内容

同地区藤間の約八千四百平方メートルの敷地に、延べ床面積が約四千四百平方メートルの複合施設を建設します。

鉄筋コンクリート造の二階建てで、一階に出張所・児童青少年施設・喫茶コーナー、二階に図書館、両方の階に公民館が入ります。出張所は、コミュニティルームと相談室を備えています。児童青少年施設は、三歳児までを対象にした幼児室と三歳児から小学生までを対象にした遊戯室があ

ります。喫茶コーナーは福祉団体が運営し、軽食などをとることが出来ます。図書館は、約八万冊の資料を備えます。

公民館の事務室は、出張所と同じ部屋になります。一階には二つの学習室と二百九十平方メートルの軽体育室、二階には創作室・実習室・学習室・二つの和室・防音仕様の音楽室を設置します。

建物には市内の公共施設で初めて、屋根と一体型の太陽光発電設備(二十キロワット)が付きまます。あわせて、トイレの洗浄水に雨水を利用するなど、環境にも十分配慮した施設となっています。

駐車場は一般用に六十四台分、障害者用に二台分を確保しました。

建設工事の完了は来年三月、施設のオープンは同年五月の予定です。

事業の効果

今までの高階出張所と公民館は川越中央消防署高階分署の建物の二階にあり、エレベーターもなく不便でした。新

(仮称) 高階地区公共施設建設地周辺



しい施設はバリアフリーに配慮され、駐車場も大きくなり、利便性が向上します。また、児童青少年施設や図書館の機能が新たに加わって、同地区に住む皆さんの身近な所で利用できるようになります。

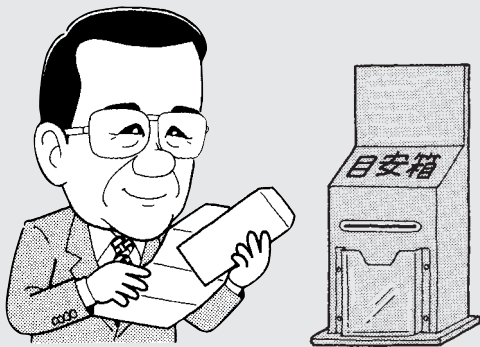
今後は、同地区の自治会活動や生涯学習に関する活動などが、ますます盛んになることが期待されます。

問い合わせ：高階地区公共施設整備推進室高階地区公共施設整備推進担当・TEL内線2871



(仮称) 高階地区公共施設完成予想図

舟橋市長に提案 No.133



広報川越の英語版を作成してください

提案要旨（市民目安箱）

川越に住んでいる日本語を読めない外国人が、市で何が行われているのかをもっと理解するために、広報川越の英語版を作成してください。

回答

外国籍市民の皆さんにとって、市の情報を知りたいのに、広報川越など、市からのお知らせが日本語で書かれているため、情報が得られずに困る、ということは切実な問題だと思います。

昨年4月から始まった「第二次川越市国際化基本計画」の中では、「広報の外国語ページ」の発行をあげております。そこで、市内在住の外国籍市民の皆さんで構成される川越市外国籍市民会議において、広報川越の外国語版の発行にあたり、外国籍市民にとって、掲載すべき必要な市の情報は何かを検討してまいりました。その結果、広報川越から健康や催しに関する情報を抜粋することになりました。

川越市通訳・翻訳ボランティアに登録している皆さんに「広報川越英語版」作成への協力を呼びかけたところ、多くのボランティアの皆さんに協力の賛同をいただきました。

現在、ボランティアの皆さんと協議しながら、ことし4月から「広報川越英語版」の発行を目指して準備を進めているところです。なお、発行は月1回を予定しております。

今後も、さまざまな事業を通して、外国籍市民の皆さんが、より快適で安心した市民生活を過ごせるよう支援していきたいと考えております。

このことについては、国際交流課国際交流担当・TEL内線2142にお尋ねください。

所得税の申告は、次の2会場で！

平成十八年分の所得税の申告受け付けを行います。

申告期限間近は、会場がたいへん混雑します。申告が必要な方は、早めに済ませましよう。

申告内容により、会場が異なりますので、ご注意ください。

* 申告書の提出のみの場合は、税務署に郵送してください。

確定申告会場

■川越税務署

所在地：〒350-8666
並木四五二二



南古谷駅から徒歩7分

申告期間：2月16日(金)～3月15日(木)、午前9時～正午

午後1時～5時(土・日曜日を除く)。ただし、2月18



川越駅西口から徒歩1分

日(日)・25日(日)は、申告の相談・受付業務を行います)

午前9時～11時▼午後1時～3時(土・日曜日を除く)

申告の対象者：営業等所得がある▼農業所得がある▼不動産所得がある▼二か所以上から給与を受けている▼給与収入(年額)が二十万円を超える▼土地・建物などの譲渡所得がある

の受給がある▼給与所得者で医療費控除を受ける▼昨年中に退職したなどで年末調整が済んでいない▼駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

* 贈与税の申告も、受け付けます。

● 国税庁ホームページで申告書の作成ができます

還付申告会場

■東上パールビル地下一階

http://www.nta.go.jp

所在地：脇田本町一五・一三
受付期間：3月12日(月)までの

問い合わせ：川越税務署・TEL 235-9465